事務連絡

平成29年3月16日

各市町教育委員会県費負担教職員担当課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

各　　市　　町　　立　　学　　校　　長

兵庫県教育委員会阪神教育事務所総務課長

病気休暇に係る給与の不支給について

　病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間について給与の一部が支給されないこととなっていますが、誤って支給されたため、特例計算による戻入となるケースが出ています。

　特に、長期にわたって気づかなかった場合や期末勤勉手当の誤支給にあたっては、多額の戻入となっています。

　例月でのシステム入力にあたって留意していただくとともに、過去の事例での支給誤りがないかにつき再点検をお願いします。

記

１　誤支給の原因

　　ア　人事発令を伴わないことから見落とした

　　イ　翌月から90日を超えることを忘れていた

　　ウ　通算の除外（１年以上引き続いて通常勤務したとき）の適用を誤った

２　根拠条例等

　　ア　公立学校教育職員等の給与に関する条例

|  |
| --- |
| 第５条の２  　第１項　（抄）病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料を支給しない。（抄） |

　　イ　公立学校教育職員等の給与に関する規則

|  |
| --- |
| 第３条の２  　第１項　条例第５条の２第１項の規定により給料が支給されない場合においては、その支給されない日（以下「給料不支給日」）につき、地域手当を支給しない。  　第２項　（抄）基準日が給料不支給日（抄）となる場合においては、その基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給しない。 |